

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5002	5002001			z10001	警察庁、法務省、外務省	出入国管理及び難民認定法	日系4世は、日系3世と同等の在留資格が付与されていない	d	l	日系3世までの日系人については、身分に着目し制限なく受け入れられ、主として単純労働者として就労している実態がある。日系人の受け入れのあり方については、身分に着目し制限なく受け入れられている現状を改め、例えば新たに一定の日本語能力、安定的雇用の確保等を要件とするべきとの意見もあり、今後政府部内において検討すべき課題となっている。		シグマグループ(株式会社シグマテック株式会社シグママフェリーズ)	1	A	日系4世への日系3世と同等の在留資格の付与	現在日系1世、2世、3世までを限定として定住者資格、ならびに就労の自由が与えられているが、4世についても3世と同等の地位を付与することを求める。	日本在住及び、新たに入国する日系4世に対し、日本語学校(日本語研修センター)での日本語教育の機会を与え、日本の労働力強化に寄与する為、民間企業による健全な受け入れが可能となる環境を整備する。	日系4世は、出入国管理及び難民認定法第7条、第一項の2の別表第2で、日系3世と同等の資格が付与されていないが、日本在住の一部の4世等(未成年時で3世の親との共同での入国)には実質的に認められている模様だが、不公平である。従い、すべての日系4世に対し日系3世と同等の地位を付与することを強く求める。	入管法	法務省・外務省	在日の日系4世については、3世の両親に帰向して来日しているが、帰国時期が両親の判断による場合がほとんどであり、すでに就労可能な年齢に達して来ているにもかかわらず、定住者資格及び就労の自由が明確に明記されていない。又、日本語教育についてもその年齢層によっては、生活に支障をきたすレベルであり、日本での健全な生活を営むこと自体が、問題となっている。
5039	5039002			z10002	内閣官房、外務省	外務省設置法、内閣法	在日外国人の待遇に関しては、各省庁がそれぞれの施策を実施しているところであり、外務省においても、関係行政機関との連絡調整をしている。外国人労働者問題については、内閣官房において、定期的に外国人労働者問題関係省庁連絡会議を開催しているほか、外国人の在留情報の把握と在留管理の問題については、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において検討しているところである。	d	l	「小さくて効率的な政府」の実現に向けた行政改革が進められている中で、新たな組織を設置することは困難であるが、外国人に関するそれぞれの施策については、「制度の現状」のとおり、関係省庁の取組みや関係省庁連絡会議の開催により対応しているところである。		外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	2	A	外国人に関する総合的な政策推進のための組織の設置	将来的には、外国人に関する政策を一元的に担当する組織(例えば「外国人庁、あるいは「多文化共生庁」)が必要となるが予想されるが、当面の措置として、外国人の受け入れに関する政策と在日外国人に関する政策を総合的に企画立案し総合調整する部署(例えば「総合的外国人政策推進室、あるいは「多文化共生推進室」)を内閣官房又は内閣府に設置すること。		内閣法、規制改革民間開放推進会議(関係省庁申合せ)、外国人の在留管理に関するワーキングチームの設置について(関係省庁申合せ)	内閣官房、内閣府		
5039	5039003			z10003	警察庁、法務省、外務省	-	-	-	-	ブラジル政府に対し、犯罪人引渡条約の締結を目指し、同時に、個別事件の訴追を実現することを目的とした日・ブラジル政府間協議の場を立ち上げることを提案済み。今後早期に協議を立ち上げられるよう、引き続きブラジル側との調整を行う。		外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	3	A	ブラジル連邦共和国との犯罪人引渡し条約の締結及び代理処罰制度の確立	日本国内で罪を犯し、ブラジル連邦共和国へ逃亡した容疑者に対し、「犯罪人引渡し条約」の締結による引渡しや司法共助による代理処罰など、日本政府として厳正な対処を講ずること。		刑法第1条	警察庁長官官房国際部・刑事局・捜査局、法務省刑事局、外務省中南米局	現在、日本とブラジル連邦共和国の間には、「犯罪人引渡し条約」がなく、日本国内で罪を犯したブラジル人が帰国してしまうと日本の司法による処罰ができない。また、代理処罰制度も確立していないためブラジル連邦共和国司法当局による処罰もなされていない。そのため、交通事故や殺人事件の容疑者が身柄拘束前に帰国してしまい刑事罰の適用を免れている。こうした事態は日本人住民と外国人住民の良好な関係の構築を妨げるものであり、また外国人への偏見を助長しかねない。外国人と共に暮らす安全で安心な地域社会の実現のために条約の締結や代理処罰制度の確立が不可欠である。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5051	5051001			z10004	警察庁、外務省	外務省設置法第4条第13項	一定の条件を満たす中国人に対しては、1年又は3年有効の短期滞在数次査証を発給している。	d		一定の条件(詳細については外務省HP参照)を満たす中国人に対しては、申請人及び招へい人からの申請内容に基づき、数次査証を発給しており、今後とも数次査証の申請を容認していくこととしたい。但し、中国人の個人旅行のための(数次)査証発給については、来日外国人数に占める中国人の不法残留者数及び来日外国人犯罪における中国人検挙人員数が大きいことを踏まえ慎重に検討していく必要がある。		長崎県	1	A	一定の条件を満たす中国人に対する数年有効マルチビザの発給	所得や海外渡航実績等、一定の条件を満たす中国人全てに対して数年有効のマルチビザ発給を認めてもらいたい。		現在、中国人に対する数年有効のマルチビザの発給については、株式会社市場企業等の管理職等にAFECビジネス数次査証が発給されているところであるが、発給実績が少ない状況にある。 今後、不法滞在を発生させることな(中国人訪日観光客の増加を図るためには、所得、海外渡航実績などの一定の条件を付して、それを満たす中国人すべてに対して数年有効のマルチビザ発給を認め、この者については、個人での訪日観光も可能とすることが必要であるため。	出入国管理及び難民認定法第6条第1項	外務省	
5056	5056002			z10005	外務省	旅券法第20条及び同施行令第1条	国内において旅券手数料を支払う場合には、当該手数料の額に相当する収入印紙と証紙を受領証にはって納付している。	c		国内において国に納付する旅券手数料について、収入印紙を受領証にはって納付させているのは、安全で確実かつ簡易に手数料を徴収するためである。仮に印紙によらずにクレジットカードによる立替払いを認めた場合、下記1.及び2.のような問題が起ることを申請者に不利益とならぬことからこれを認めるのは相当でない。 なお、収入印紙自体を購入するためのクレジットカード決済を認めるか否かについては、当省の所管でないため回答することができない。 記 1. 納入告知書(財政法第2条、会計法第6条及び予算令第29条)の発行が必要となる等追加的な徴収事務の発生により人的かつ事務コスト増となって行政コストを圧迫し、その結果手数料の増額は必ず。 2. 旅券手数料は国と都道府県の双方別々に支払う必要がある。(例:10年旅券であれば国に14000円、都道府県に2000円をそれぞれ支払う必要がある)		クレジットカード普及連協会	2	A	パスポート申請費用に係わるカード決済導入の件	パスポート申請費用をクレジットカードで決済することにより、申請者の支払い利便性を高める。	国や地方自治体に対し、クレジットカード会社が、申請者に替わり立替払いを行う。 収入印紙の購入・貼付なく、交付窓口において申請費用のクレジットカード決済を可能とする。 または、収入印紙購入のクレジットカード決済を可能とし納付手段の多様化を実現する。	印紙の購入・貼付をなくし、交付窓口において申請費用をクレジットカード決済できるようにすれば、申請手続きが一本化され申請者側の手続きにおいて利便性が向上する。仮に、交付窓口における申請費用のクレジットカード決済が困難であった場合においても、印紙購入場面においてクレジットカード決済を導入することで、申請者側の支払い利便性の向上につながるものと考え。 一方、収納者側にとっても現金の取扱いが無くなり事務の効率化がはかれるため、申請者・収納者双方にメリットが生じる。	旅券法・印紙税法	外務省および各都道府県庁	
5057	5057139			z10006	全省庁	特になし	個別の契約に基づく	Ad	-	個々の契約に基づく合意事項であり、規制が存在するわけではない。なお、無制限な債権の譲渡は、国の債務権利関係を複雑化し(債主が特定できなくなる)、契約当事者の一方である国に過剰な事務負担を生じせしめる可能性があるため好ましくないと考えているが、全省庁で統一した対応がされるのであれば、外務省としては検討可能。	-	(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一した取扱いすべきである。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が阻害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。		全省庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。 近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めた。特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラつき、事前承認手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5066	5066004			z10007	全省庁	特になし	個別の契約に基づく	A d	-	個々の契約に基づく合意事項であり、規制が存在するわけではない。なお、無制限な債権の譲渡は、国の債務権利関係を複雑化し(債主が特定できなくなる)、契約当事者の一方である国に過剰な事務負担を生じせしめる可能性があるため好ましくないと考えられているが、全省庁で統一的な対応がされるのであれば、外務省としては検討可能。	-	社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各県庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各県庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体	
5083	5083004			z10008	全省庁	独立行政法人通則法、外務省評価委員会令、外務省組織令、外務人事審議会令、外務省組織令第30条、第92条、海外交流審議会令	特段公開に関する規定はない。審議会そのものは傍聴可能とはなっていないが、審議会の概要は外務省HPで公開されている。海外交流審議会は、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)にある「審議会等の運営に関する指針」(議事(4)公開)に基づき、審議会総会終了後速やかに会議概要を外務省ホームページに掲載することを一貫して公開している。	c c c	該当無し 該当無し	傍聴など原則公開については業歴案率などの役員の退職金に関する議論や法人の内部管理に関する議論も含めて率直な議論を行っていることから、個別に判断すべき。外務人事審議会の審議には、人事に係る議題等も含まれており、その内容全てを公開することは適切ではないため。審議会開催数日後には議事要旨等を外務省ホームページに掲載しており、国民が審議情報を知る上でのタイムラグはほとんど生じない。	情報公開法第5条第2項及び第6項を参照。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進審議会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報させている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等文科会、税制調査会など)は、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1-2週間後)そのホームページで公開され、1-2週間後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全省庁	